

## 修学生医師の臨床研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

### 【概要】

修学生医師の臨床研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた臨床研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

<判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・臨床研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

### 【対象期間】

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月末

### 【今回意見を聞く案件】

申請病院	臨床研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関・診療科	県外研修を行う期間
茨城西南医療センター 一病院	いばらき夢チャレンジ茨城西南医療センター病院 初期臨床研修プログラム	国頭村立東部へき地診療所（地域医療）	2 週間
		パナウル診療所（地域医療）	2 週間

## 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

### 別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成 29 年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続 6 月以上で通算 12 月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→ 12 月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2 月以下	→ 医師不足地域外勤務期間として算入
		2 月超	→ 猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月以下	→ (1) + (2) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月超	→ (1) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月超	→ (1) の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院等へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※ 1 月 30 日換算 (1 月未満端数切り捨て)

## 別表2 医師修学資金

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院 にマッチング  又は 2 特定地域外に マッチング	臨床研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→ 2年間猶予
	臨床研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合		→ 12月義務算入
3 特定地域内に マッチング	臨床研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合  (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→ (1) + (2) の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→ (1) の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算4月超	→ (1) + (2) の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 8年 2月 25日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県猿島郡境町2190  
医療機関名 茨城西南医療センター病院  
代表者名 院長 上杉 雅文



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	いばらき夢チャレンジ茨城西南医療センター病院 初期臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	上野 友之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒905-1503 沖縄県国頭郡国頭村安田170 電話 (0980) 41-7511
	名称	国頭村立東部へき地診療所
県外研修を行う期間	2週間 (へき地離島研修4週間のうち)	
県外研修の目的	茨城県内では経験することのできないようなへき地での診療経験を通じて、医師としての人格を養い、医療に対する地域からの医療ニーズを理解し、限られた医療資源のなかで、地域の文化、暮らしを理解、尊重しながら、患者の立場に立って最善とは何かを考えられる医師像を経験し、今後、茨城県の地域医療を支える就学生医師の豊かな人間性を育む。	
県外研修の内容	国頭村立東部へき地診療所は、沖縄本島北端の国頭村の東部に位置し、地域の中核病院である沖縄県立北部病院から50kmの距離にある。 同診療所は、南北25kmの東岸に点在する集落の健康管理を支える診療所であり、へき地における医療の展開、役割を学ぶ。 研修医は、外来診察、訪問診療、往診、在宅看取り、健診、施設健康管理、予防接種業務に同行、また訪問リハビリテーションに同行し、チームの一員として、診療所所長の指導のもと患者の診察にあたる。 週1回、オンラインにて研修プログラム責任者、初期研修医に担当した患者のプレゼンテーションを行う。	

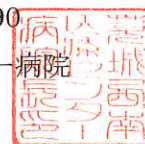
(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 8年 2月 25日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県猿島郡境町2190  
医療機関名 茨城西南医療センター病院  
代表者名 院長 上杉 雅文



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	いばらき夢チャレンジ茨城西南医療センター病院 初期臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	上野 友之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒891-9308 鹿児島県大島郡与論町那間2747 電話 (0997) 84-3330
	名称	パナウル診療所
県外研修を行う期間	2週間 (へき地離島研修4週間のうち)	
県外研修の目的	茨城県内では経験することのできないような離島での診療経験を通じて、医師としての人格を養い、医療に対する地域からの医療ニーズを理解し、限られた医療資源のなかで、地域の文化、暮らしを理解、尊重しながら、患者の立場に立って最善とは何かを考えられる医師像を経験し、今後、茨城県の地域医療を支える就学生医師の豊かな人間性を育む。	
県外研修の内容	パナウル診療所は、鹿児島県最南端の島であり沖縄本島の30km北に位置する与論島に位置する診療所である。同島には80床の徳洲会与論病院に常勤内科医師2名がいる一方、外科手術を行うことができず、島内で治療が困難とされた患者はヘリコプターにて搬送される。 研修医は、外来診察、訪問診療、往診、在宅看取り、健診、予防接種業務に同行し、チームの一員として、診療所所長の指導のもと、患者の診察にあたる。与論病院や島外の医療機関との連携のもと、「スピード看取り」と言われる与論独特の在宅の看取りに参加する。 週1回、オンラインにて研修プログラム責任者、初期研修医に担当した患者のプレゼンテーションを行う。	